

2009年版		
50音順	事業者(791)	報告書名
		※2009年中に発行している場合でも、2008年度の活動報告を掲載していることから報告書の名前を「2008年度版」と記載している事業者もある。
あ	株式会社アーレスティ	環境・社会報告書2009
	株式会社アイ・オー・データ機器	環境報告書2009
	株式会社IHI	IHI CSR REPORT2009
	あいおい損害保険株式会社	CSRレポート2009
	アイカ工業株式会社	社会環境報告書2009
	愛三工業株式会社	環境・社会報告書 2009
	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社	CSRレポート2009
	アイシン精機株式会社	アイシンレポート2009
	アイシン高丘株式会社	アイシン高岳レポート2009
	愛知機械工業株式会社	環境への取り組み
	愛知製鋼株式会社	CSRレポート2009
	曙ブレーキ工業株式会社	Akebono Report 2009
	株式会社浅沼組	環境報告書2009
	アサヒ飲料株式会社	環境報告書2009
	旭化成株式会社	CSRレポート2009
	旭硝子株式会社	CSRレポート2009
	アサヒビール株式会社	アサヒビールグループCSRレポート2009
	朝日新聞社	環境への取り組み
	株式会社朝日ラバー	2009 Company Sustainability Report
	株式会社アシックス	ASICS CSR REPORT2009
	味の素株式会社	環境報告書2009
	アスクル株式会社	アスクル 環境報告書 2009年5月期
	アステラス製薬株式会社	CSR報告書2009
	株式会社ADEKA	2009 CSRレポート
	株式会社アドバンテスト	Corporate Report 2009
	アネスト岩田株式会社	環境・社会報告書 2009
	荒川化学工業株式会社	環境・社会報告書2009
	株式会社有沢製作所	2009 環境報告書
	アルパイン株式会社	Corporate Profile CSR Report 2009
	株式会社アルバック	2009 CSRレポート
	株式会社アルファ	環境報告書2009
	アルプス電気株式会社	CSRレポート
	アルフレッサ ホールディングス株式会社	CSR報告書 2009
	アヲハタ株式会社	アヲハタグループ環境・社会報告書 2009
	NEOアンテン株式会社	環境報告書2009
	安藤建設株式会社	CSR報告書 2009
	アンリツ株式会社	CSR報告書2009ダイジェスト
い	イーグル工業株式会社	CSR報告書 2009
	飯野海運株式会社	経営報告書2009
	イオン株式会社	イオン環境・社会報告書2009 Sustainability Report 2009
	イオンクレジットサービス株式会社	CSRレポート2009
	イオンモール株式会社	イオンモール サステナビリティレポート2009
	いすゞ自動車株式会社	環境・社会報告書2009
	イズミヤ株式会社	社会・環境活動レポート2009
	井関農機株式会社	環境報告書[2009年版]
	イチカワ株式会社	環境への取り組み
	出光興産株式会社	CSRレポート2009
	株式会社伊藤園	社会・環境報告書 2009
	伊藤忠エネクス株式会社	エネクスレポート2009
	伊藤忠商事株式会社	CSR Report 2009
	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	CTCグループ CSRレポート2009
	伊藤ハム株式会社	2009年CSR報告書
	株式会社イトーキ	環境・社会報告書2009
	株式会社イトーヨーカ堂	社会・環境レポート2009
	株式会社いなげや	環境・社会報告書2009
	株式会社INAX	INAX Corporate Report 2009

2009年版		
	イビデン株式会社	CSR報告書2009
	株式会社イムラ封筒	環境報告書2009
	岩崎通信機株式会社	環境報告書2009
	岩谷産業株式会社	環境・社会報告書 2009
う	ウシオ電機株式会社	サステナビリティレポート2009
	株式会社内田洋行	環境・社会報告書2009
	株式会社ウッドワン	ウッドワン環境レポート2009
	宇部興産株式会社	CSR報告書2009
え	エア・ウォーター株式会社	CSR報告書2009
	永大産業株式会社	環境社会報告書2009
	エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社	CSRの取り組み
	エーザイ株式会社	エーザイ 環境・社会報告書
	株式会社エクセディ	2009 環境報告書
	株式会社エコス	環境レポート2009
	江崎グリコ株式会社	2009年度 江崎グリコの環境取り組み
	エスエス製薬株式会社	CSR報告書2009
	エス・バイ・エル株式会社	CSR報告書2009
	SMK株式会社	環境報告書2009
	エスケーエレクトロニクス	環境報告書 2009
	SGホールディングス株式会社	CSRレポート2009
	SBSホールディングス株式会社	SBSグループ環境報告書2009
	エスピー食品株式会社	社会・環境報告書2009
	エスパック株式会社	CSRレポート2009
	NECネットエスアイ株式会社	環境報告書2009
	エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社	環境報告書2009
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	CSR報告書2009
	NTTサイバーコミュニケーション総合研究所	環境レポート2009
	NTT情報流通基盤総合研究所	環境レポート2009
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	CSR報告書2009
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	CSR報告書2009
	株式会社 NTT ファシリティーズ	CSR報告書2009
	NECインフロンティア株式会社	環境報告書2009
	NECエレクトロニクス株式会社	CSR・環境レポート2009
	NECソフト株式会社	CSR Report 2009 [ダイジェスト版]
	NECTーキン株式会社	CSR報告書 2009
	NECフィールディング株式会社	CSR報告書2009
	NTN株式会社	CSRレポート2009
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	CSR報告書2009
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	NTTドコモグループCSR報告書2009
	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	NTT都市開発グループ CSR報告書2009
	株式会社荏原製作所	CSRレポート2009
	株式会社エフピコ	2009 CSR Report
	エルピーダメモリ株式会社	環境報告書2009
お	王子製紙株式会社	企業行動報告書2009
	オーエスジー株式会社	社会・環境報告書2009
	大阪ガス株式会社	大阪ガスグループCSRレポート2009
	大崎電気工業株式会社	2009環境報告書
	株式会社大塚商会	CSRレポート2009
	大塚製薬株式会社	環境社会報告書2009
	株式会社大林組	大林組 CSR報告書2009
	株式会社岡村製作所	CSRレポート2009
	沖電気工業株式会社	社会・環境報告書2009
	沖縄電力株式会社	環境行動レポート2009
	株式会社奥村組	環境・社会報告書2009
	小田急電鉄株式会社	小田急 社会的責任レポート2009
	小野薬品工業株式会社	環境・社会報告書2009
	株式会社オハラ	CSR報告書2009
	オムロン株式会社	企業の公器性報告書 2009

環境ラベル等データベース

TOP > 登録された情報を見る > マーク索引

・サイトマップ ・ご意見等

マーク索引

本データベースで紹介している制度で使われているマークを集めました。マークから情報を探したい方はこちらを活用してください。
マークをクリックすると各制度の概要を見ることができます。

<環境物品を選ぶ際に参考となる環境ラベル>



<企業の取組における環境ラベル>



▲TOP

<地方自治体の環境ラベル>



▲TOP

<世界の主要な環境ラベル>



▲TOP

<表示識別マーク・その他のマーク>



環境ラベル等データベース

環境物品を選ぶ際の参考ページ

・サイトマップ・ご意見等

TOP > 登録された情報を見る > 環境物品を選ぶ際に参考となる情報源一覧 > I. 様々な品目を対象にした環境ラベル等 > エコマーク

登録された情報を見る

情報を登録する

制度全般を知る

環境物品を選ぶ際に参考となる情報源一覧

[1] 概要

エコマーク

環境ラベル等の特色 ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。ISOの規格(ISO14024)に則った我が国唯一のタイプI環境ラベル制度です。

環境省所管の(財)日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。



情報の提供手法 ☒ マーク等表示 ☐ 環境負荷データ表示／提供

環境影響の考慮の範囲 ☒ 様々な環境影響を全体的に考慮 ☐ その他の環境ラベル等
した環境ラベル等

[2] 詳細

- (1) 運営主体名及びその概要
財団法人日本環境協会
環境問題の解決を目指して調査、研究、普及啓発等を行う環境省所管の公益法人
- (2) 運営開始年
1989年
- (3) 対象物品等(2005年12月31日現在)
45品目、4,807商品
※ 品目数が多いため、具体的な品目は、(<http://www.ecomark.jp/ruikei.html>)へ
- (4) 着目する環境影響
個々の商品類型ごとに、資源採取から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体における環境負荷項目を全体的に考慮し、重要と考えられる環境負荷を選定している。

環境負荷項目	表 着目する環境影響					
	ライフステージ					
	A 資源採取	B 製造	C 流通	D 使用・消費	E 廃棄	F リユース・リサイクル
1 資源の消費	○	○	○	○	○	○
2 エネルギーの消費	○	○	○	○	○	○
3 大気・水・土壌への汚染物質の排出	○	○	○	○	○	○
4 廃棄物の排出	○	○	○	○	○	○
5 有害物質の利用	○	○	○	○	○	○
6 生態系の破壊	○	○	○	○	○	○
7 その他の環境負荷	○	○	○	○	○	○

※基準は個々の商品によって異なるため、個別商品の基準については、(<http://www.ecomark.jp/nintei.html>)へ

- (5) マークを使用するための基準
- 1) 基準概要
- ・当該商品類型で重要と考えられる負荷項目ごとの、先導的な商品が選定されるようなレベルの定量的または定性的な基準
- 2) 基準策定手続
- ・幅広い利害関係者(企業、市民団体、学識経験者)が参加するエコマーク類型・基準制定委員会において、対象とする商品類型を選定する。
 - ・選定された商品類型に関する専門家や関係者から成るワーキンググループを設置し、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる考慮をした上で、認定基準案を策定

- する。
- ・認定基準案は、エコマークニュース及びホームページ上で公表し、60日間、一般からの意見や提案を受け付ける。
 - ・事務局が意見や提案を考慮した上で、認定基準案を商品類型に関する産業界、消費者及び中立機関の専門家や有識者によって構成されるエコマーク類型・基準制定委員会に提案する。
 - ・エコマーク類型・基準制定委員会が、認定基準案を審議し、その審議結果に基づいて事務局が認定基準を策定する。
 - ・決定された認定基準は、その背景となる情報を添えてエコマークニュース及びホームページ等で公開される。

3) 基準の目安

- ・エコマーク商品としての基本的な要件「その商品の製造、使用、廃棄等による環境への負荷が、他の同様の製品と比較して相対的に少ない」レベルの目安として、エコマーク認定基準を満たす製品のマーケットシェアが、他の同様の機能特性を持つ製品の中で、認定基準策定時20%程度(製品市場の状況により、おおむね5～30%のような範囲も取り得る)となることを目標として基準を策定。

(6) マークを使用するための手続

- ・国内で販売される商品の製造・販売事業者は、エコマーク認定の申込みを行うことができる。
- ・申込み商品について、商品類型毎の認定基準に基づいて審査を行い、エコマーク審査委員会の審査を経て、認定する。
- ・商品認定においては、必要に応じて第三者機関に検査等を依頼し、また、認定の申込者にその証明書の提出を求める。
- ・認定された商品について、契約を取り交わし、エコマークの使用が認められる。

(7) 製品情報確認方法

- (○)供給者の書類で確認
- (○)検査機関等の検査結果の添付により確認
- ()運営主体から検査機関等に検査依頼
- ()事業所への立入調査
- ()特になし
- ()その他

○具体的な製品情報確認方法

申込者から提出される以下の書類で確認

[1]申込者自身による証明

[2]第三者および第三者試験機関による証明

(8) 適正表示の取組

- (○)実施要領等における適正表示の規定
- (○)適正表示のための規定(罰則規定等)を含むマーク等使用契約
- ()適正表示のための規定(罰則規定等)を含む同意書等での確認
- (○)マーク使用者からの使用状況報告
- (○)市場サンプリング検査
- ()事業所への立入調査
- (○)消費者等からの通報受付体制の整備
- ()特になし
- ()その他

○具体的な適正表示の取組

申込時にマーク表示の設計書を提出してもらう。また、確認商品の契約更新時に商品、パッケージ、カタログなどを提出してもらい確認している。

(9) 関連情報の入手方法 (最新情報はこちらで入手してください)

概要(<http://www.ecomark.jp/>)

・実施要領等(<http://www.ecomark.jp/youkou.html>)

・マークを使用するための基準(<http://www.ecomark.jp/nintei.html>)

・マーク表示商品のリスト(<http://www.ecomark.jp/ruikei.html>)

(10) 問い合わせ先

財団法人日本環境協会

部署名:エコマーク事務局

E-mail : ecomark@japan.email.ne.jp

住所 : 〒106-0041 東京都港区麻布台1-11-9 ダヴィンチ神谷町ビル2F

電話 : 03-5114-1255

FAX : 03-5114-1257

世界のエコラベルにおける現地監査等の状況

内 容	ドイツ	北欧	インドネシア	台湾	ニュージーランド	韓国	中国
運営機関	ブルーエンジェル Federal Environmental Agency (FEA) 認証事務はドイツ品質・ 保証・ラベル協会(RAL) が行う。	ノルディックスワン Nordic Ecolabelling Board	Ministry of Environment 認証事務は、各製品に係る検査 研究機関が行う。 (例) 紙製品については工業省紙 パルプ研究所 (Center for Pulp and Paper) が行う。	Environment and Development Foundation (EDF)	The New Zealand Ecolabelling Trust	Korea Eco-Products Institute (KOEKO)	China United Center (CEC) Environmental Certification (CEC)
審査認証方 式	・書類審査方式 ・立ち入り検査や商品検 査は行わない。	書類審査及び現地監査	書類審査及び現地監査	書類審査及び現地監査	書類審査及び現地監査	書類審査及び現地監査	書類審査及び現地監査
現地監査の 位置づけ	現地監査や商品検査は行 わない。	現地監査は、審査時の一 過程であると同時に、認 定商品を有する企業と の重要なコミュニケーション 手段であると考え られているため、認定後も 認定基準の改善などの ために訪問をしている。 (スウェーデン担当者 談)	監査は企業に対して申込時と 認定後、定期的に実施。 (例) 紙製品については工業省紙 パルプ研究所 (Center for Pulp and Paper) が行う。	申込時全企業に監査を実施。 すべての商品が対象だが、問題 が予見できた場合、その年はそ の商品類型に集中する。	全企業に対して、申込時と認定 後に実施。	申込時全企業に実施。認定後 は下記のとおり、3 ランクに 分けて実施。	申込時全企業実施。認定後は 少なくとも毎年 1 回調査を 行う。
実施方法	該当なし	プロダクトカテゴリー別 に担当者が決められて おり、必要な監査は該当 カテゴリーの担当者が行 う。	認定機関が監査を行う。認定機 関認証の要件として「監査を行 う能力を有する」ことが含まれ ている。	資格を持った EDF からの監査 人が行う。1 件半日程度の監査 が一般。	監査人材：Trust とは独立した 監査人に依頼。環境科学に長け た人材が多い。監査人は定期的 に研修と評価を行っている。	1 企業に対して、1 名が 1 日 かけて行う (移動時間を除 く)。製造会社を訪問する際、 必要に応じて、責任者をイン タビューし、関連書類をチェ ックし、製造工程を見る。 KOEKO 職員 (内部というか 自前監査人) による場合と、 契約した専門家 (外部監査 人) による場合がある。 KOEKO の認証チームの職 員が申込の審査、調査チーム の職員が認定後の調査を担 当。これに加えて、外部のプ リラーランスの監査人と契約 して審査の準備や認定後の 調査を依頼。	現地監査は認定された監査 人が行う。人数は会社の規模 や製品の技術的な複雑さの 度合などによって異なるが、 新規の申込に対しては 2 名 の監査人が 8 日かけて行う。 認定後の年次監査には 2 名 が最低でも 1 日かけて行う。

内 容	ドイツ	北欧	インドネシア	台湾	ニュージーランド	韓国	中国
チェックポイント	同上	ノルディックスワン 申請時に申請者、製造業者に対する立ち入り監査を行う。	・ 書類の原本チェック ・ 製造工程については、基準項目にあがっている内容 (例：水の使用量の要求事項) のみチェックする。	・ リサイクル配合率確認は分析や他の検証方法がないので、書類や記録のチェックによるほかはない。製造工程、仕入れの記録 (請求書、領収書、出荷報告書、など)、生産の記録 (新規申込については過去 1 年分、更新については過去 6 か月分) から算出して、申込時の配合率と合っているか現場で照合する。 原料製造が認定企業ではなく別の国内企業の場合、工場監査に行く。輸入の場合、税関発行の「輸入品許可書」をチェックする。	監査マニキュアルと、類型によってチェックリストがあり項目が具体的に示されている。	監査現場では同時に他の基準項目との合致を確認める。確認事項は商品類型によって異なる。例えば、紙の基準は古紙含有率が10-60%であること、蛍光増白剤を使わないこと、塩素漂白をしないことや張力の品質などが基準項目になっている。シールを貼ったサンプルでは品質基準を満たしているかを調べる。テスト結果報告書なしでリサイクル配合率が申込者から申告された場合には、監査にて使用した原料の記録を調べることにしている。監査では施設のライセンスや他の証明書をもとに国の環境法規を遵守している場合も確かめる。現地監査は現場責任者のインタビュー、質疑応答を交えて行っている。 現地監査やテスト機関からの結果をふくめた書類チェックの後、監査人は審査委員会用に審査報告書を作成する。	現地監査内容は商品のランダムサンプリング、管理システムのチェックなどを行っている。
サンプル分析	同上	認定後、ランダムサンプリングを行うことがある。この場合、販売されている商品を独立した研究所で分析することもある。	認定後、販売されている商品サンプルをランダムチェックする。 認定機関ではテスト対応も可能なので、いかにも怪しいと思われる場合は商品テストも行う	生産現場で抜取り調査を行う。	認定後は認定審査時に作成した License Supervision Plan に従って実施するため、サンプル分析の有無は Plan 毎の様子。	生産現場での商品サンプリングを行っている。申込書が提出された後、製造者に監査人が出向き、ランダムサンプリングをする。選んだサンプルには (すり替え防止のために) シールを貼って特定のテスト機関に送る。テスト機関は国の認証を受けた組織。	認定時には商品のランダムサンプリング、管理システムのチェックなどを行う。

横浜方式

公害規制法令が体系的に整備される以前の一九六四年に、横浜市は、同市が造成した臨海工業用埋立地への電源開発機子火力発電所の立地に際し、独自の環境調査を行い、その造成地の売却に当たっての立地の条件として、公害防止に関する協定の締結とその遵守を求めた。これが横浜方式と呼ばれる。その後の公害防止協定のモデルとなった。しかし、その後の公害防止協定の多くが行政指導に止まる紳士協定であつたのに対し、横浜方式では、企業が市の指示に基づく措置を講じなかった場合には、市が企業に代わつて企業の費用負担で措置を行うこととなり、措置の履行に担保を付けていた点が注目される。

公害防止協定の性格

公害防止協定とは、地方公共団体が汚染発生源を有する事業者に対して、公害の規制基準、生産設備の新増設時の協議義務など公害防止に関する措置について協議し、双方が合意した内容を協定書の形でまとめたものである。公害防止協定の法的解釈には協定説と契約説があり、内容の法的拘束力の解釈について議論があるものの、現実には、法律や条例による規制を補完する日本独特の有力な措置として定着してきた。最近でも、既存の法令では対処し難い半導体産業等の先端産業による環境汚染に対して、この手法が活用されている。

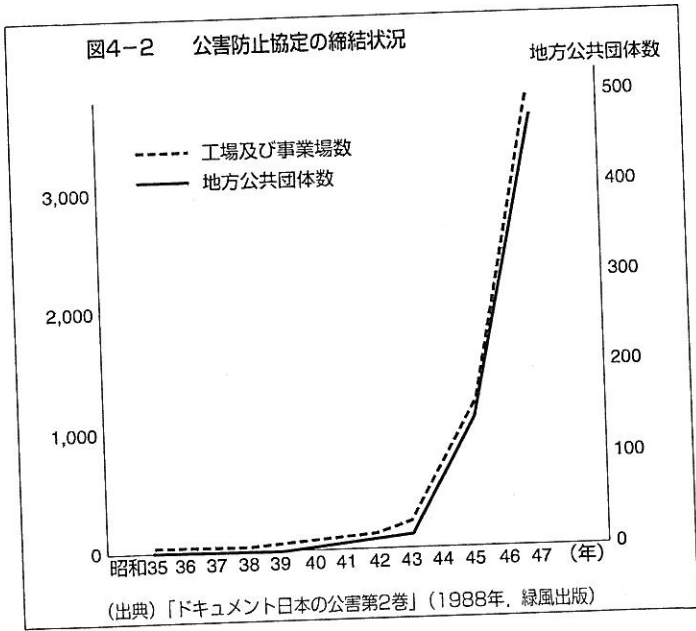


表4-1 都道府県公害防止条例制定状況の推移

区 分	37年以前	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	計
都道府県	1	(4) 3	(6) 2	(9) 3	(13) 4	(18) 5	(23) 5	(32) 9	(46) 14	46

(出典)「環境庁十年史」(1981年、環境庁)
[注] 表中都道府県欄の()内数字は条例制定都道府県の累積数を示す。

内 容	ドイツ ブルーエンジェル 同上	北欧 ノルディックスワン 該当するプロダクトカ テゴリの担当組織が、定 期的に予告なしで監査 を実施。	インドネシア 認定後については年に1回監 査をする。EMS 取得企業は6 ヶ月に1度、その中で監査を 受けることになっているため、 それに準ずる。	台湾 認定後は商品の20%以上に对 してランダムに行っている。契 約は2年毎なので、2年に1度 は必ず監査を行うようにして いる。	ニュージーランド 認定前の審査の一環で監査を、 認定後は認定審査時に作成し た License Supervision Plan に従って実施する。 頻度や内容はPlan 毎の様子。	韓国 認定後は予算と時間の制約 ですべての認定に対して監 査は困難なので、認定商品を 「普通」、「リスクがある」、「 リスクが高い」の3ランク に分けている。IT やOA、AV 機器のようにシステマチッ クな工程で製造されている 商品は「普通」、再生トナー カートリッジや再生プラス チック製品、家具、塗料、石 けん、紙など工程管理のない 商品や原料や材料を簡単に 変更できる商品は「リスクが ある」、「リスクが高い」に分 類される。 「リスクがある」「リスクが 高い」については契約有効期 限の2年に一度現地監査を 行うこととしている。リスク のある商品について、製造現 場か販売現場からのサンプ ルをテストをしている。	中国 認定後については年に1回 監査をする。
監査コスト 等	同上	監査費用は、デンマー ク、スウェーデン、ノル ウェー、フィンランドそ れぞれ金額は異なるが、 申請時の審査料に含ま れる。 当該国の製造事業所に 赴いての現地監査を行 う。海外の場合は効率を 考慮して複数社の監査 の予定を同時期に入れ る。	認定機関毎に賦金方法は異な っている。詳しくは認定機関に よる。 海外への監査については、「費 用は企業負担」を条件に国内の 認定企業と同じ対応になると 思う。	グリーンマークは環境省から の予算で運営されているので、 その予算から行っている。(審 査料はEDF の収入ではなく環 境省。マーク使用料は無料。 昨年監査1回あたり200US ドル(書類審査と現地監査分)。 海外企業についても、国内企業 と同じ対応(2年に1度を含め て)。	監査費用として、実費+事務手 数料5~10%を賦課	申込時の監査費用は審査料 に含まれている。実費計算の 方式は定められており、政府 旅費規程を参照している。認 定後の調査費用は使用料か らまかなっている。 海外旅費についても同様で ある。	監査料は審査料、使用料など とは別に定められている。旅 費は企業側が負担する。 基本的には海外の企業につ いても同様の方法が適用さ れるが、海外の現地監査が難 しい場合は商品サンプルを 取り寄せてテストする。